

現行消防法令の規制体系の概要

資料3-3②

消防法(予防分野)の体系

予防[第2章・第4章]

消防用機械器具等の検定等[第4章の2]、日本消防検定協会等[第4章の3]

対象

危険物、危険物保安技術協会
[第3章、第3章の2]

警戒
[第5章]

消火
[第6章]

火災調査
[第7章]

救急業務
[第7章の2]

防火対象物：山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するもの

建築物その他の工作物

住宅

公共危険

百貨店、ホテル、福祉施設、工場、事務所など

戸建

共同

○住宅用
火災警報
器の設置
(§9の2)

【条例で規
定】

○防火管理(§8～8の2の5) ⇒ 防火管理者の選任、消防計画の作成・届出等 ※

○防災対象物品(§8の3) ⇒ じゅうたん、カーテンなど

○消防用設備等(第4章) ※

設置・維持(§17) ⇒ 消防用設備(消火・警報・避難設備)など
検査・点検(§17の3の2、§17の3の3)
不遡及原則とその適用除外(§17の2の5)

○防災管理(§36) ⇒ 地震等への対応(大規模事業所に限る) ※

ソフト面

ハード面

※命令、立入検査、罰則等で担保

○火気設備・器具等の規制(§9) ⇒ こんろ、ボイラー等の構造、設置場所等 【条例で規定】

防火管理等規制の用途区分ごとの基準（収容人員・延べ面積による例）

用途区分（消防法施行令別表第1）		特定防火対象物	防火管理者の選任・消防計画の作成	管理権原が分かれている場合 共同防火管理協議	定期点検・報告制度	自衛消防組織・防災管理制度（地震等対応）	防災物品の使用
(1) 項	イ（劇場等）	●	30人以上	30人以上かつ3階以上	300人以上等	5万㎡以上等	全て
	ロ（公会堂等）	●					
(2) 項	イ（キャバレー等）	●					
	ロ（遊技場等）	●					
	ハ（性風俗特殊営業店舗等）	●					
(3) 項	ニ（個室型店舗等）	●					
	イ（料理店等）	●					
(4) 項	ロ（飲食店等）	●					
	百貨店等	●					
(5) 項	イ（旅館等）	●					
	ロ（共同住宅等）		50人以上	31m超の高層建築物			31m超の高層建築物
(6) 項	イ（病院等）	●	30人以上	30人以上かつ3階以上	300人以上等	5万㎡以上等	全て
	ロ（主として自力避難困難なものが入所する福祉施設等）	●	10人以上	10人以上かつ3階以上			
	ハ（上記ロ以外の福祉施設等）	●	30人以上	30人以上かつ3階以上			
	ニ（幼稚園等）	●					
(7) 項	学校		50人以上	31m超の高層建築物			31m超の高層建築物
(8) 項	図書館等						全て
(9) 項	イ（特殊浴場）	●	30人以上	30人以上かつ3階以上	300人以上等		31m超の高層建築物
	ロ（一般浴場）		50人以上	31m超の高層建築物			31m超の高層建築物
(10) 項	停車場等						全て
(11) 項	神社・寺院等						31m超の高層建築物
(12) 項	イ（工場等）						全て
	ロ（スタジオ）						31m超の高層建築物
(13) 項	イ（駐車場等）						31m超の高層建築物
	ロ（航空機格納庫）						31m超の高層建築物
(14) 項	倉庫						31m超の高層建築物
(15) 項	事務所等						31m超の高層建築物
(16) 項	イ（特定複合用途防火対象物）	●	（（6）項ロを含む場合） 10人以上	30人以上かつ3階以上	300人以上等	5万㎡以上等	該当用途部分及び31m超の高層建築物
			（（6）項ロを含まない場合） 30人以上				
	ロ（非特定複合用途防火対象物）		50人以上	50人以上かつ5階以上			
(16の2) 項	地下街	●	30人以上	全て	300人以上等	1000㎡以上	全て
(16の3) 項	準地下街	●		全て			
(17) 項	文化財		50人以上	31m超の高層建築物		5万㎡以上等	31m超の高層建築物
(18) 項	アーケード						31m超の高層建築物
(19) 項	山林						31m超の高層建築物
(20) 項	舟車						31m超の高層建築物
※その他	工事中の建築物等		5万㎡以上等				当該部分

(注)以上のほか、例えばいわゆる「特定一階段等防火対象物」（ペンシルビル状の雑居ビル等）には定期点検・報告義務を強化するなど、建物の構造等に着眼した基準もある。

主な消防用設備等の用途区分ごとの設置基準（延べ面積等による例）

用途区分（消防法施行令別表第1）			消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	自動火災報知設備		
		特定防火対象物						
(1) 項	イ（劇場等）	●	全部	500m ² 以上	6000 m ² 以上	300 m ² 以上		
	ロ（公会堂等）	●	150 m ² 以上					
(2) 項	イ（キャバレー等）	●	全部	700 m ² 以上				
	ロ（遊技場等）	●						
	ハ（性風俗特殊営業店舗等）	●						
	ニ（個室型店舗等）	●						
(3) 項	イ（料理店等）	●	150 m ² 以上				全部	
	ロ（飲食店等）	●						
(4) 項	百貨店等	●						
(5) 項	イ（旅館等）	●					3000 m ² 以上	300 m ² 以上
	ロ（共同住宅等）						6000 m ² 以上	
(6) 項	イ（病院等）	●	全部		6000 m ² 以上（病院にあっては3000m ² 以上）	500 m ² 以上		
	ロ（主として自力避難困難なものが入所する福祉施設等）	●				300 m ² 以上		
	ハ（上記ロ以外の福祉施設等）	●				275 m ² 以上	全部	
	ニ（幼稚園等）	●				6000 m ² 以上	300 m ² 以上	
(7) 項	学校		300 m ² 以上		6000 m ² 以上			
(8) 項	図書館等					500 m ² 以上		
(9) 項	イ（特殊浴場）	●	150 m ² 以上	1000 m ² 以下	6000 m ² 以上	200 m ² 以上		
	ロ（一般浴場）					500 m ² 以上		
(10) 項	停車場等		300 m ² 以上					
(11) 項	神社・寺院等						1000 m ² 以上	
(12) 項	イ（工場等）		150 m ² 以上				700 m ² 以上	500 m ² 以上
	ロ（スタジオ）							
(13) 項	イ（駐車場等）							全部
	ロ（航空機格納庫）							
(14) 項	倉庫			700 m ² 以上	500 m ² 以上			
(15) 項	事務所等		300 m ² 以上	1000 m ² 以下	1000 m ² 以上			
(16) 項	イ（特定複合用途防火対象物）	●	(各用途区分による)	(各用途区分による)	特定用途の床面積の合計が3000m ² 以上のものの階のうち、当該部分が存する階	300 m ² 以上		
	ロ（非特定複合用途防火対象物）				(各用途区分による)	(各用途区分による)		
(16の2) 項	地下街	●	全部	150 m ² 以上	1000 m ² 以上（ただし、（6）項の用途に供されるものは全部）	300 m ² 以上		
(16の3) 項	準地下街	●			1000 m ² 以上（特定用途の床面積の合計が500m ² 以上のもの）	500 m ² 以上（特定用途の床面積の合計が300m ² 以上のもの）		
(17) 項	文化財					全部		
(18) 項	アーケード							
(19) 項	山林							
(20) 項	舟車		全部					

(注) 以上のほか、例えば11階以上の高層階にはスプリンクラー設備を義務付けるなど、建物の構造等に着目した基準もある。

消防法上要求される防火安全対策（飲食店の場合）

防火安全対策			対象	
ソフト面	防火管理 (防火管理者の選任、消防計画の作成等)		収容人員 30 人以上	
	防火対象物点検 (防火管理の状況を有資格者が点検報告)		収容人員 300 人以上	
	防災管理 (大規模建築物等の地震対応等)		延べ面積 50,000㎡以上	
	自衛消防組織 (大規模建築物等の応急体制)			
	防災管理点検 (防災管理の有資格者点検)			
	防災規制 (カーテン、じゅうたん等の防災性能の確保)		すべて	
ハード面	消火	消火器具		延べ面積 150㎡以上
		屋内消火栓設備		延べ面積 700㎡以上 (建築構造等により倍読み・3 倍読みあり)
		スプリンクラー設備		延べ面積 6,000㎡以上
		屋外消火栓設備		延べ面積 3,000㎡以上
		動力消防ポンプ設備		(建築構造等により倍読み・3 倍読みあり)
	警報	自動火災報知設備		延べ面積 300㎡以上
		漏電火災警報器		延べ面積 300㎡以上 (ラスモルタルのみ)
		消防機関へ通報する火災報知設備		延べ面積 1,000㎡以上
		非常警報設備	非常ベル	収容人員 50 人以上
			放送設備	収容人員 300 人以上
	避難	避難器具		収容人員 50 人以上の階
		誘導灯		すべて
	総合操作盤 (防災センター)			延べ面積 50,000㎡以上
	消防設備点検	有資格者によるもの		延べ面積 1,000㎡以上
		上記以外		すべて

* 建物全体の規模等に応じて義務づけられている一般的な対策を記載。